

医薬品勉強会・説明会に係る会議室使用規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社仙台赤十字病院(T6010405002452)の大会議室・小会議室（以下、「会議室」という。）の使用の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(使用施設の範囲及び時間)

第2条 この規程の適用を受ける範囲は、本館2階及び3階会議室及びこれに付属する設備とし、使用時間は、原則として午前9時から午後8時までとする。

(使用手続)

第3条 製薬会社が医薬品の説明会・勉強会を開催する際に会議室を使用する場合は、原則、使用日の1週間前迄に「医薬品勉強会・説明会に係る会議室使用届出書」を3階事務部財務課会計係に提出する。

(使用の範囲)

第4条 会議室内においては、原則として「医薬品勉強会・説明会に係る会議室使用届出書」に示した本来の目的以外に使用してはならない。

(使用料金)

第5条 使用料金は別表のとおりとし使用前日までに指定口座へ振り込むものとする。

付則 この規程は、令和5年11月1日から実施する。